

労務費基準・CCUSレベル別年収を活用した、 全建総連「賃上げチャレンジミッション」の取り組み

賃上げ
CHALLENGE
MISSION

賃上げ
サイトへ
Go!



第三次・担い手3法

全国の仲間が一丸となって取り組んだ
「持続可能な建設業の実現に向けた100万人国会請願署名」
国会で請願が採択され、「適正な賃金の支払い」
「労働者の適切な処遇の確保」を盛り込んだ法律が
2024年6月に成立しました!

賃上げの
チャンスが
今!



2026年3月26日

国土交通省 第12回労務費の基準に関するWG

全国建設労働組合総連合（全建総連）

全建総連「賃上げチャレンジミッション」



1. 目的

○100万人国会請願署名採択の歴史的成果を仲間の確信とするため、物価高騰を上回る賃上げの実現、第三次・担い手3法の具体化を図ることを最重点課題とし、建設従事者の賃金・単価の引き上げ、処遇改善、働き方改革対応、CCUS利活用等を更に前進させ、2029年に想定される、「第四次・担い手3法」改正に向けた賃上げ運動の構築を図り、担い手確保・育成の環境整備等を実現し、持続可能な建設産業への転換をめざす。

○全ての立場・丁場における共通の具体的手順・方法などを明確に示すことで、組合員が「要求・請求・交渉」の具体的1歩を踏み出すことができる環境づくりを推進し、具体的成果の獲得をめざす。仲間の経験・確信を得ることで、運動の前進、組合への結集・組織化を図る。

2. 目標・計画(第一次)

○1日8時間・週40時間(週休2日)の就労で、国交省CCUSレベル別年収(標準値)以上をめざす。そのために、適正な労務費(労務費に関する基準)を確保し、適正な賃金支払い(CCUSレベル別年収等)を実行するため、労働契約締結、標準見積書の作成、書面による請負契約締結の徹底を図る。

○66期目標として、現状から最低限10%(1割)以上の賃金・単価引き上げ獲得をめざす。賃金実態調査により目標達成の確認を行う。

○労働契約締結・標準見積書作成・書面による請負契約等について、現状から10%(1割)以上の増加をめざす。賃金実態調査により目標達成の確認を行う。

全建総連「賃上げチャレンジミッション」



全建総連作成の資料等を活用して、地域の実情に応じて賃上げの具体的な1歩を進めよう

全ての丁場（町場・住宅企業現場・野丁場）共通で取り組むべきミッション

労働者

- 書面による労働契約を締結し、賃金・労働時間など自身の労働条件の確認、建退共加入獲得
- CCUS登録、レベル判定推進、就業履歴蓄積の環境を求め、建設技能者としてのキャリア形成推進
- 36協定等をきっかけとした労使協議の場の設定、適正な割増賃金の支払い、就業規則（ルールブック）作成を求め、CCUSレベル別年収（標準値）以上の賃金交渉・獲得
- 働き方改革関連法の順守、収入減を招かない給与形態・週休2日の交渉・獲得
- 資格取得・能力評価等の推進を求め、CCUSレベル別手当などの交渉・獲得

一人親方

- CCUS登録、レベル判定、就業履歴蓄積して建設技能者としてのキャリア形成推進、建退共加入
- 自身の生活・経営を守るために、特に町場での「労務費に関する基準」・適正工期・必要経費等を明示した標準見積書作成、請負契約（コミットメント条項等を明示した契約）の書面締結を徹底
- 物価高騰等を考慮し、経費の根拠を示した価格転嫁交渉を推進し、単価引き上げ、CCUSレベル別年収（標準値）以上の報酬分の確保
- 「一人親方働き方チェックシート」を活用した、請負と雇用の明確化を図り、適正契約推進
- 改正建設業法、フリーランス新法の周知と個人請負契約の適正取引推進

事業主

- CCUS登録、レベル判定、就業履歴蓄積の環境整備、建退共加入など、労働者の処遇改善を推進
- 労働者と書面による労働契約を締結し、労使で労働条件の確認、明確化を推進
- 36協定等をきっかけとした労使協議の場の設定、適正な割増賃金の支払い、就業規則（ルールブック）作成を進め、CCUSレベル別年収（標準値）以上の賃金をめざし、担い手確保を推進
- 「労務費に関する基準」・適正工期・雇用に伴う必要経費等を明示した標準見積書作成、請負契約（コミットメント条項等を明示した契約）の締結、物価高騰等を考慮した、根拠を示した価格転嫁交渉
- 働き方改革関連法の順守、収入減を招かない給与形態・週休2日実現、国の助成金等の活用
- 改正建設業法、フリーランス新法に基づいた適正取引による処遇改善の推進

全建総連「賃上げチャレンジミッション」 今すぐ取り組むべき「ファーストミッション」

	<p>全ての丁場（町場・住宅企業現場・野丁場）共通で取り組むべきファーストミッション</p>
<p>労働者</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 書面による労働契約を締結し、賃金・労働時間など自身の労働条件の確認、建退共加入獲得。 □ CCUS登録、レベル判定推進、就業履歴蓄積の環境を求め、建設技能者としてのキャリア形成推進。
<p>一人親方</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ CCUS登録、レベル判定、就業履歴蓄積をして建設技能者としてのキャリア形成推進、建退共加入。 □ 自身の生活・経営を守るために、特に町場での労務費基準以上の労務費（公共工事設計労務単価水準）・適正工期・必要経費等を明示した標準見積書（一人親方向け）作成、書面での請負契約の締結を徹底。
<p>事業主</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ CCUS登録、レベル判定、就業履歴蓄積の環境整備、建退共加入など、労働者の処遇改善を推進。 □ 労働者と書面による労働契約を締結し、労使で労働条件の確認、明確化を推進。 □ 労務費基準以上の労務費、必要経費、適正工期を明示した標準見積書（小規模企業向け）作成、書面での請負契約（全建総連版）の締結を徹底。

全建総連「賃上げチャレンジミッション」



組合（組織）として、組合員の賃上げチャレンジの環境づくりを後押ししよう

対象	組合（組織）として取り組むべき主なミッション
組織内	<ul style="list-style-type: none">□全ての組合運動・取り組みと結合した「改正担い手3法」「労務費に関する基準」「CCUS利活用（ICT化）」の周知・学習□事業主、一人親方組合員を対象とした、適正な労務費・工期・必要経費の確保、適正な賃金支払いに向けた、標準見積書作成、請負契約締結、働き方改革対応、CCUSレベル別年収、建退共、国の助成金活用の学習会等の実施□働き方改革対応を含めた、根拠を示した適正な価格転嫁交渉の推進、環境整備□労働者の組合員を対象とした、労働法の学習会実施□青年層組合員への賃上げ対策の強化□職種別熟練度別賃金（報酬）の推進、職種別の組織化、労働協約締結の実践推進□請負的就労者の労働者性の確立、建設技能者の雇用制度の確立□改正労働安全衛生法等に基づく、労働環境の改善
行政・議会、業界団体、地域建設業者等	<ul style="list-style-type: none">□「インフラ整備の担い手」「地域の守り手」として、地域産業政策における「絶対必要産業」としての建設業の位置づけの明確化、地域の建設技能者の雇用維持改善、建設業者の振興施策等の具体化、「改正担い手3法」「労務費に関する基準」「CCUS利活用（ICT化）」「CCUSレベル別年収」の周知、現場での具体的施策実施の要請□働き方改革対応を含めた、根拠を示した適正な価格転嫁施策等の要請□改正担い手3法の実効性を図るための「公契約条例」制定運動の強化□コミットメント制度の活用、発注者・元請責任の明確化・具体的施策等の要請・交渉等の実施
消費者等	<ul style="list-style-type: none">□全ての組合運動・取り組みと結合した「改正担い手3法」「CCUS」への理解・周知□建設業の担い手確保・育成のための「標準賃金」「労務費に関する基準」「CCUSレベル別年収」等への理解・周知□機関紙、SNS等を活用した積極的な賃上げ情報、要求・請求・交渉事例等の発信など

見積書作成における全体の算出の流れ(1/3)

見積書： 第 (1)

建設業許可番号 _____ 見積番号 _____
 知事許可 (般-) 第 _____ 号 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 許可年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

御中 _____ 会社名 _____
 _____ 所属部門/担当 _____

住所 _____

電話番号 _____ - _____ - _____ FAX _____ - _____ - _____

見積書合計金額 (税抜) (A) の内訳

工事名	
工事場所	
見積有効期限	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
支払条件	
工期	自 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
受渡場所	
その他	

見積金額合計(税抜) **¥1,555,354-** 消費税額 155535 -
 見積金額合計(税込) **¥1,710,889-** 税率 10% -

見積書合計金額 (税抜) (A) の内訳 ※自由記載欄

内訳	金額 (税抜)
※見積金額合計(税抜) (A)	

見積書合計金額 (税抜) (A) のうち、
 建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

内訳	金額 (税抜)
※見積金額合計(税抜) (A)	
材料費	¥628,000-
労務費	備考: ¥837,959-
法定福利費	¥83,796-
建退共掛金	¥3,200-
安全衛生経費	¥2,400-
※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※労務費等と一部重複することがある	

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計 **¥0-**

以上のとおり、お見積り申し上げます。

内訳明示する経費

見積書合計金額 (税抜) (A) のうち建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費※の金額を記入してください。

※内訳明示することとされている経費

経費	
材料費	工事の施工に直接使用される材料の調達費用
労務費	現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない
法定福利費	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分
建退共掛金	建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上
安全衛生経費	労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費 ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回るようになるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。

また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

労務費に関する備考欄

歩掛について特記事項がある場合などに記入してください。

参考欄(自由記載) ※不必要な場合は削除して使用ください。

建設労働者の雇用に伴う必要経費等(労務費等を除く)の合計を記入することができます。
 ★「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

全建総連版一人親方向け標準見積書の構成

「鑑（かがみ）」

一人親方向 鑑シート

建設業許可番号 見積番号
 知事許可 (特一) 第 号
 令和 年 月 日
 許可年月日 令和 年 月 日

見積書

御中 住所
 氏名
 TEL
 FAX

見積金額合計(税込) YO- ※うち消費税(YO-)

内訳	金額(税別)
見積金額合計のうち	
材料費	YO-
労務費	YO-
建退共掛金	YO-
安全衛生経費	YO-
一人親方労災特別加入の保険料	YO-

工事名
 工事場所
 見積有効期限 令和 年 月 日
 支払条件
 工期 自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日
 受渡場所
 その他

以上のとおり、お見積り申し上げます。

「請求根拠シート」

一人親方向 請求根拠シート

本現場で働く日数 1日あたりの経費 特定日数の経費 請求額
 × + =

材料費 (1日あたり) ※材料の持ち込みがある場合に記載
 円/日 = 円/日

労務報酬/労務費 (1日あたり) ※所定労働時間の時間当たりの単価
 円/日 = 円/日

法定福利費相当額 (1日あたり・本人負担分)
 国民保険 円/月 国民年金 円/月 消費税 円
 円/日 + 円/日 = 円/日
 ※労務報酬と法定福利費相当額の合計値が設計労務単価を下回らないように留意すること。

安全衛生経費 (1日あたり) ※中程度経費を含む
 個別積み上げ上分 経費率計上分
 円/日 + 円/日 = 円/日

建退共掛金 (1日あたり)
 建退共 円/日 = 円/日

一人親方労災特別加入の保険料 (1日あたり)
 毎年固定保険料 円/年
 労災保険料 円/日 = 円/日

諸経費 ※建設政策研究所調査参考 ※安全衛生経費は含まない
 特定日数計上経費等 円 諸経費 円/日

「明細書」

見積内容詳細書 (諸経費)

諸経費 (現場管理費等)		金額
費目名	名称	円/日 (税別)
現場管理費等	租税公課	
	保険料	
	施工器具等成費	
	雑費	
諸経費 (現場管理費) 小計		YO-

諸経費 (一般管理費等)

諸経費 (一般管理費等)		金額	
費目名	名称	円/日 (税別)	
一般管理費等	旅行修繕費		
	事務用品費		
	通信交通費		
	動力用水光熱費		
	調査研究費		
	広告宣伝費		
	交際費		
	寄付金		
	雑代・家賃		
	減価償却費		
	契約保証費		
	雑費		
	諸経費 (現場管理費) 小計		YO-

1日あたりに割り戻した経費の合計 YO-

特定日数計上経費等

特定日数計上経費等		金額
費目名	名称	円/日 (税別)
特定日数計上経費等		0
		0
特定日数計上経費 小計		YO-
特定日数計上経費の合計		YO-

①小計 YO-

②小計 YO-

この見積書は、「鑑（かがみ）」「請求根拠シート」「明細書」があります。請求根拠シート、明細書を入力して見積書を作成してください。取引先には、「鑑」の提出を基本として、実情に応じて明細書を活用してください。建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示する事とされている経費（安全衛生経費、建退共掛金）を適切に算出し、鑑（別紙）に明示してください。

見積書作成における全体の算出の流れ(1/2)

一人親方用 鑑シート

建設業許可番号 _____ 見積番号 _____
知事許可 (般一) 第 _____ 号
許可年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

見積書

_____ 御中 住所 _____

氏名 _____
 TEL _____
 FAX _____

見積金額合計(税込) ¥0- ※うち消費税 (¥0-)

内 訳	金 額 (税 抜)
見積金額合計のうち	
材料費	¥0-
労務費	¥0-
建退共掛金	¥0-
<small>※建退共掛金は受注者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を委託していない場合のみ計上する</small>	
安全衛生経費	¥0-
<small>※労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する</small>	
一人親方労災特別加入の保険料	¥0-
<small>※材料費・労務費、建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費である建退共掛金・安全衛生経費は、建設業法第20条第1項等により、見積書において内訳明示することとされている経費です。(P：法3法施行録) <small>※見積金額合計には、記載外の費用(連絡費等)も含まれます。また、安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。このため、見積書金額合計と、材料費、労務費、建退共掛金、安全衛生経費、一人親方労災特別加入の保険料の合計は一致しません。</small></small>	

工事名	
工事場所	
見積有効期限	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
支払条件	
工期	自 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
受渡場所	
その他	

以上のとおり、お見積り申し上げます。

内訳明示する経費

見積書合計金額(税抜)(A)のうち建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費※の金額を記入してください。
 ※内訳明示することとされている経費

経 費	
材料費	工事の施工に直接使用される材料の調達費用
労務費	労務費基準に基づいた、現場技能者の労務報酬(賃金相当)の部分の指し、ここでは法定福利費相当額(建設国保料、国民年金保険料)等を含みます。
建退共掛金	一人親方は任意組合に加入して、建退共掛金を自己負担することで、建退共制度に加入することができます。ゼネコン・住宅企業等の現場では、元請が掛金(証紙・電子ポイント)を負担する現場があります。実情に応じて建退共掛金を算出します。
安全衛生経費	労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費 <small>※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある</small>

上記4つの項目の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。
 また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

建設技能者のミライのため、 大幅な賃上げが必要です!

👁️ 2025年12月12日、第三次・担い手3法が全面施行されました

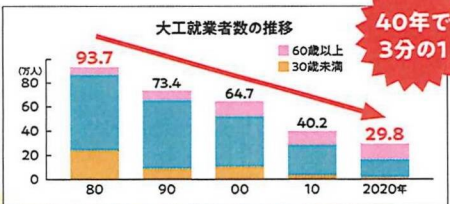
建設業で働く技能労働者の賃金・労務費を守り、
引き上げていくためのルールが大きく強化されました。

強力な後押し

建設技能者はいま、人手が足りていません

建設現場では、高齢化と若年入職者の減少により、技能者不足が深刻です。大工技能者は、1980年に約93万人いましたが、2020年には29.8万人まで減少。

このままでは
●地域のインフラ整備
●災害復旧・復興
●私たちの住まいづくり
を支え続けることができません。



このままじゃ取り返しがつかないことになるよ。
みんなにこの現状を理解してもらい、賃金の大幅な引き上げによって安心・安定して働ける持続可能な建設業にしていかなければいけないんだ!

そのためには
技能や経験に見合った賃金・単価の
引き上げが欠かせません

めざすは
給料 休日 希望
新3K
これからの建設業に必要なもの

給料が良い 休日が取れる 希望が持てる

という新3Kの実現です

詳しくは 全建総連賃上げサイトにアクセス
皆さんの賛同・ご意見をお聞かせください

全国建設労働組合総連合(全建総連)
<https://www.zenkensoren.org>

県連・組合名

建設業で働く技能労働者の賃金・労務費を守り、引き上げていくためのルール
第三次・担い手3法が2025年12月12日、全面施行されました

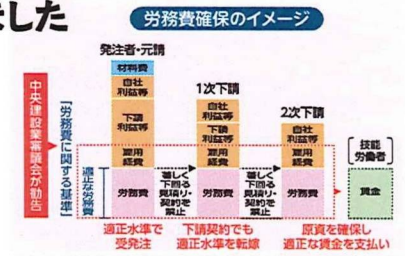
チャンス到来!
「総価一式」からの脱却!
労務費明示で、賃金と建設産業のミライを守ります!

見積り・契約時に「労務費」を
しっかり分けます!

👁️ 労務費の「基準」が示されました

中央建設業審議会により「労務費に関する基準」が作成・勧告されました(2025年12月2日)。
この基準は、第三次・担い手3法の全面施行日に合わせて実効性を持つよう勧告され、施行後は著しく低い労務費での見積りや契約が禁止される仕組みとなっています。

- 技能労働者の賃金水準を踏まえた客観的な基準
- 見積り・契約で尊重すべき水準
- 賃金引き上げを現場まで行き渡らせるための根拠 となります。



入 労務費基準を著しく下回る見積りは、法律上問題となる行為と明確化されました。
入 「いくらが妥当か分からない」時代は終わりです。
入 元請・下請を問わず、技能労働者の賃金を確保する責任が求められます。

👁️ CCUSのレベル別年収も示されました

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会(国土交通省)で建設キャリアアップシステム(CCUS)におけるレベル別年収が示されました(2025年12月4日)。

	レベル1 (標準値~目標値)	レベル2 (標準値~目標値)	レベル3 (標準値~目標値)	レベル4 (標準値~目標値)
全国	385~523万円以上	420~587万円以上	444~645万円以上	550~719万円以上

●建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
●レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

●目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。
※本資料に示す金額は法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではありません。

全建総連は
●労務費の基準を活用した見積り(要求)・請求・交渉
●不当な賃金・労務費ダンピング・低価格への是正要請
●組合員一人ひとりの賃金・単価引き上げの実現 に取り組みます。

総価一式からの脱却
賃上げ CHALLENGE MISSION

公契約条例一覧表 (類型別)

類型	都道府県	自治体名	公布日	施行日 (※改正)	審議会 設置	全建総連 委員
賃金条項が盛り込まれた条例	埼玉県	草加市	2014/9/17	2015年4月	○	◎複数
	埼玉県	越谷市	2016/12/22	2017年4月	○	○
	千葉県	野田市	2009/9/30	2010年2月	○	○
	千葉県	我孫子市	2015/3/24	2015年10月	○	○
	東京都	千代田区	2014/3/20	2014年10月	○	○
	東京都	新宿区	2019/6/21	2019年10月	○	○
	東京都	目黒区	2017/12/7	2018年10月	○	○
	東京都	世田谷区	2014/9/30	2015年4月	○	○
	東京都	渋谷区	2012/6/22	2013年1月	○	○
	東京都	足立区	2013/9/30	2014年4月	○	○
	東京都	杉並区	2020/3/16	2020年8月	○	○
	東京都	江戸川区	2021/6/22	2021年10月	○	○
	東京都	中野区	2022/3/28	2022年4月	○	○
	東京都	北区	2022/6/21	2023年7月	○	○
	東京都	墨田区	2023/9/27	2024年4月	○	○
	東京都	台東区	2024/1/10	2024年4月	○	○
	東京都	文京区	2024/6/27	2024年7月(一部)	○	○
	東京都	品川区	2024/12/6	2025年4月(一部)	○	○
	東京都	豊島区	2025/10/27	2025年10月	○	○
	東京都	港区		2026年4月(一部)	○	
	東京都	大田区		2026年4月(一部)	○	
	東京都	立川市	2025/10/1	2026年4月	○	◎複数
	東京都	日野市	2018/3/31	2018年10月	○	◎複数
	東京都	国分寺市	2012/6/28	2012年12月	○	○
	東京都	多摩市	2011/12/22	2012年4月	○	○
	東京都	三鷹市	2025/12/18	2026年4月(一部)	○	○
	東京都	府中市	2026/3/13	2026年4月(一部)	○	
	神奈川県	川崎市	2010/12/21	2011年4月	○	○
	神奈川県	相模原市	2011/12/26	2012年4月	○	○
	神奈川県	厚木市	2012/12/25	2013年4月	○	○
	愛知県	豊橋市	2015/12/17	2016年4月	○	
	愛知県	豊川市	2018/9/27	2019年2月	○	
	愛知県	みよし市	2023/12/20	2024年2月	○	
	三重県	津市	2017/12/21	※2022年12月	○	○
	兵庫県	三木市	2014/3/31	2014年7月	○	○
	兵庫県	加西市	2015/3/25	2015年9月	○	○
	兵庫県	加東市	2015/7/1	2015年10月	○	○
	高知県	高知市	2014/9/26	2015年10月	○	○
	福岡県	直方市	2013/12/20	2014年4月	○	○
	9都県	39			39	36

北海道	旭川市	2016/12/13	2016年12月	意見聴収	
青森県	八戸市	2020/9/24	2021年4月		
青森県	おいらせ町	2021/9/13	2022年4月		
岩手県		2015/3/27	2016年4月	○	
岩手県	花巻市	2017/12/7	2018年4月		
岩手県	北上市	2018/12/21	2019年4月		
秋田県	秋田市	2013/3/21	2014年4月		
秋田県	由利本荘市	2017/12/22	2018年4月	意見聴収	
秋田県	にかほ市	2023/3/22	2023年4月	意見聴収	
山形県		2008/7/18	2008年7月	(評議委)	
福島県	郡山市	2016/12/21	2017年4月	○	○
群馬県	前橋市	2013/3/29	2013年10月		
群馬県	玉村町	2023/3/20	2023年4月		
東京都	葛飾区	2021/3/26	2021年4月		
東京都	東村山市	2024/12/27	2025年4月		
石川県	加賀市	2016/3/22	2016年7月	意見聴収	
長野県		2014/3/20	2014年4月	○	○
長野県	長野市	2020/12/25	2021年4月	協議の場	
	松本市	2023/6/30	2023年7月	○	○
静岡県		2021/3/17	2021年3月		
岐阜県		2015/3/24	2015年4月	意見聴収	
岐阜県	大垣市	2016/3/24	2016年4月	意見聴収	
岐阜県	高山市	2017/12/21	2018年4月	意見聴収	
岐阜県	岐阜市	2020/3/30	2020年4月	意見聴収	
岐阜県	飛騨市	2021/3/22	2021年4月	意見聴収	
愛知県		2016/3/29	2016年4月	協議の場	
愛知県	碧南市	2017/3/25	2017年7月		
愛知県	大府市	2018/3/27	2018年4月		
愛知県	尾張旭市	2017/12/25	2018年4月	意見聴収	
愛知県	田原市	2018/12/20	2019年4月		
愛知県	豊明市	2020/2/1	2020年2月		
愛知県	西尾市	2020/3/26	2020年4月		
愛知県	東郷町	2020/3/24	2020年4月	意見聴収	
愛知県	岡崎市	2019/12/23	2020年4月	協議の場	
愛知県	瀬戸市	2021/6/25	2021年10月	意見聴収	
愛知県	日進市	2021/9/30	2022年3月	意見聴収	
愛知県	長久手市	2021/10/7	2022年3月	意見聴収	
愛知県	幸田町	2021/12/17	2022年4月	意見聴収	
愛知県	豊田市	2021/12/28	2022年4月		
愛知県	知立市	2022/4/1	2022年4月		
愛知県	蒲郡市	2023/3/23	2023年7月	意見聴収	
愛知県	高浜市	2023/3/24	2023年4月		
愛知県	常滑市	2023/3/31	2023年4月		
三重県	四日市市	2014/10/6	2015年1月	○	○
滋賀県		2021/10/15	2022年4月	○	
京都府	京都市	2015/11/11	2015年11月	(審査委員会)	
京都府	向日市	2018/3/23	2018年4月		
兵庫県	尼崎市	2016/10/21	2016年10月		
兵庫県	丹波篠山市	2018/12/26	2019年4月	○	
奈良県		2014/7/10	2015年4月	○	
奈良県	大和郡山市	2014/12/18	2015年4月	○	
和歌山県	湯浅町	2017/3/30	2017年3月		
広島県	庄原市	2018/12/28	2019年4月	意見聴収	
香川県	丸亀市	2016/3/29	2016年4月		
熊本県		2022/10/12	2023年4月	意見聴収	
	熊本市	2025/9/25	2026年4月	(情報共有、意見交換)	
沖縄県		2018/3/28	2018年4月	(契約審議会)	
	那覇市	2020/3/26	2021年4月	○	
23都道府県	58				4

公契約の総則的事項を規定(賃金条項なし)



労働協約

持続可能な建設業の実現と現場のルールづくりに向けた

の締結をめざそう

全建総連(建設労働組合)の存在意義・役割とは

建設現場従事者の労働条件改善、賃金・単価引き上げ、社会的・経済的地位向上を図るため、使用者またはその団体と「労働協約」の締結や団体交渉、公契約条例(法)制定など、建設産業・現場での交渉機構の確立、ルールづくりをめざして活動をしています。

全建総連第38回大会(1997年)における基調提案(抜粋)

「全建総連は産業別大結集の中核となるために、個別の要求課題による運動と組織化をあらゆる現場で進めつつ、産業別、地域別の労働協約を展望した産業民主化の運動を進めます」と結び、労働協約の展望を持つことを全建総連の大きな運動課題として提起しています。

労働組合法(抜粋)

第1条(目的)

この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

第2条(労働組合)

この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。

第3条(労働者)

この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。

4 労働協約締結をめざした「交渉・協議・対話の場」の設定に取り組もう

ポイント

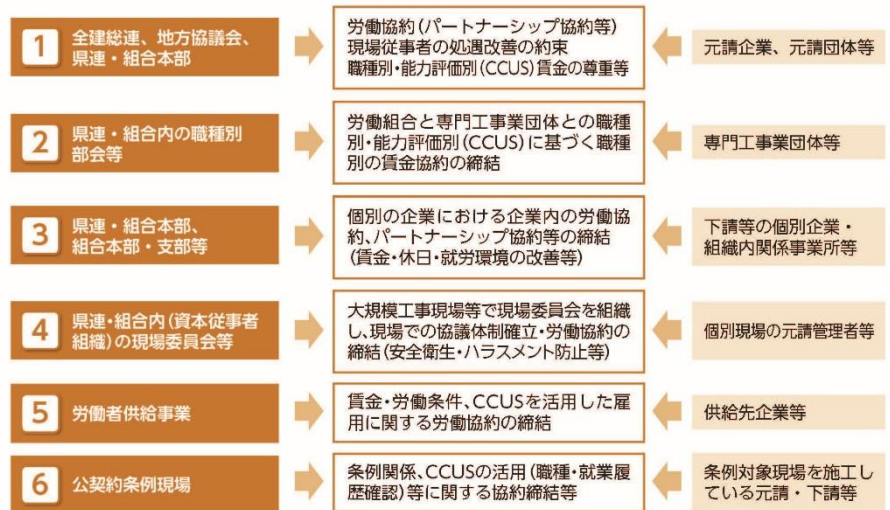
- 「交渉機構の確立」のため、対話、協議、交渉に取り組む
- 交渉を積み重ね、合意事項を書面化して双方で確認していく
- 6つの領域を中心に、可能な分野から取り組みを進める

建設産業の産業別労働組合として、建設産業の民主化と建設現場のルールづくりをめざした労働協約運動に取り組み、労働組合としての「交渉力」を高めていくために、労働協約締結の具体化に向けて「6つの領域」に沿った「交渉」「協議」「対話」

を進め、集団的労使関係の構築、交渉機構の確立をめざしていきます。

そして、合意事項の「書面化」と「労働協約」を積み重ね、建設産業の産別労働協約締結を展望した具体的な取り組みを進めていきます。

全建総連 6つの領域を中心とした労働協約締結の展望を切り開く運動



まとめ



要求の実現には「交渉」が必要不可欠です。労働組合として「交渉力」を高めていくために、あらゆる場面で意識的に「対話」に取

り組んでいくことが重要となります。6つの領域を中心に、現場に従事する仲間の声を集約し、労働協約を展望した交渉・運動に取り組みましょう。

適正な賃金・労務費を「要求・請求・交渉」しよう!

建設業では厳しい就労条件を背景に、依然として就業者の減少がとまりません。一方で、「地域の守り手」として、住まいや社会インフラを支える極めて重要な役割を担っています。建設業がその役割を将来にわたって果たし続けるためには、現場の担い手確保・育成に向けた対策を強化することが急務です。「改正担い手3法」を力に、処遇改善を実現し、持続可能な建設産業をつくりましょう。



労働者の
みなさんへ

「賃金を上げて」は
当然の主張です!



事業主の
みなさんへ

根拠を示して交渉することが
経営と従業員を守る



一人親方の
みなさんへ

自分の技術・技能を
安売りせずに交渉を

